

第1回 添田町水道事業検討委員会 会議録

日時 令和6年2月19日（月） 午後1時30分から午後2時45分

場所 添田町役場3階委員会室

出席者 委員10名中（1名欠席）

事務局（4名）

協議事項等

- ・委嘱状交付
- ・町長あいさつ
- ・委員長・副委員長の選任
- ・諮問の伝達
- ・水道事業の概要
- ・水道事業の現状と課題

意見等

1. 上水場と簡易水道の違いは何か。

→簡易水道と上水道の構造上の差異は無いが各施設のろ過施設が異なり、取水、規模、給水戸数などの制限がある。

2. 落合の浄水場に急速ろ過装置を入れても、これは簡易水道という意味か。

→ろ過装置が異なっても問題ない。

3. 下中元寺の浄水場は50年経過しており、滅菌処理だけで殺菌にできるという説明だが、そのままでも安全か。

→水質的には問題はないが将来的には、上水道と繋げようと考えている。

4. 上水道と比較して簡易水道の料金設定が高い理由は何か。その地域に住む人口数や世帯数に関係しているのか。

→上水道は企業より施設を譲り受けた経緯などから、設備費等の経費が安価である。

下中元寺は、創設時に国庫補助金等を受けているので単費での支出が少なかった点に比べ他の施設は、給水人口も少なく費用も多額なので創設時の経緯等もあり、そのような料金設定になったと考えられる。

5. 施設や水道管の老朽化の定義は何か。ただ単に年数の経過というわけではなく、水質等によっても違ってくるのか。

→水道管の耐用年数は40年となっており、施設についてはそれぞれ異なる。老朽化率とは、耐用年数を超過した施設を率として計算している。

6. 説明中に負担の公平性とあるが、ここで言う負担の公平性とは、どの部分を言っているのか。地域ごとに公平であれば良いのか。町内で公平であるべきと言っているのか。福岡県全体なのか。公平性とはどの範囲を言っているのか。

→原則は、利用者相互間で町内の公平性を勘案して設定することが水道料金の決定原則と考えている。しかし開設時の関係で異なっている。今後、会議を進める中で料金の公平性も含めて議論を行う。

7. 収入について、水道料金収入（給水収益）が令和5年度は1億3267万円だが、11ページのグラフ内の収入は、1億8051万円。この2つは同じものだと思うが、差額が出るのはなぜなのか。

→水道料金収入とは別の補償費など営業外の収入、例えば工事補償、消火栓設置に対する補助金などの雑収入も含んでいる。

8. 11ページのグラフ内の平成25年の収支と令和元年度の収支に大きな開きがあるが、この差の内訳は何か。

→平成25年に落合膜ろ過施設を改良工事し、その際の借入金も入っており支出も増えている。